

教 健 体 第 1 3 号  
令和6年(2024年)4月3日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆

「薬物乱用防止教室マニュアル」の活用を通じた学校における薬物乱用防止教室の推進について(通知)

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から通知がありましたのでお知らせします。

令和5年中の少年の大麻事犯検挙人員は1,222人(前年比34.0%増)となり、過去最多となるとともに、若年者の一般用医薬品の過量服薬による健康被害が増加するなど、近年の子どもを取り巻く薬物乱用に関わる現状は憂慮すべき状況にあります。

こうした子どもを取り巻く薬物乱用に関わる現状を踏まえ、文部科学省において、「薬物乱用防止教室マニュアル」の改訂が行われました。

つきましては、各学校において、本マニュアルを参考に、外部講師と連携して、大麻事犯の増加や市販薬の過量服薬など、地域や学校、児童生徒の実情に応じた課題を取り上げながら、薬物乱用防止教室を開催することにより、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性を理解し適切に行動できるようにするなど、薬物乱用防止教育の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知願います。

(参考)

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1344688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)

- ・薬物乱用防止教室マニュアル<令和5年度改訂>

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>

※「薬物乱用防止教室マニュアル<令和5年度改訂>」の冊子については、日本学校保健会から各都道府県・市町村教育委員会及び各小・中・高等学校等に対して、各1冊、参考送付されています。

(健康・体育指導係)

(写)

5 初健食第 2 2 号  
令和 6 年 3 月 2 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
南 野 圭 史

「薬物乱用防止教室マニュアル」の活用を通じた学校における薬物乱用防止教育の推進について（通知）

小学校、中学校及び高等学校等においては、学習指導要領に基づき、体育科及び保健体育科を中心に、薬物乱用防止に関する指導が行われるとともに、薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師等薬剤師、学校医等医師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等を外部講師として活用して、薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止教育の充実に努めていただいているところです。

政府においては、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和 5 年 8 月 8 日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止を含め、総合的な対策を講じており、学校における薬物乱用防止教育については、「薬物乱用防止教育の充実にについて」（令和 5 年 8 月 9 日付け 5 文科初第 9 4 7 号初等中等教育局長通知）（別添 1 参照）を發出し、青少年の薬物乱用防止に関する一層の指導の徹底をお願いしています。

その中で、薬物乱用防止教室については、

- ・学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年 1 回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること
- ・都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること

としているところですが、その開催状況については、令和 4 年度は小学校段階で約 75.5%、中学校段階で約 86.0%、高等学校段階で約 82.5%であり、各地域の開催率には依然として大きな差があります。（別添 2 参照）

また、令和5年中の少年の大麻事犯検挙人員は1,222人（前年比34.0%増）となり、過去最多となるとともに、若年者の一般用医薬品の過量服薬による健康被害が増加するなど、近年の子供を取り巻く薬物乱用に関わる現状は憂慮すべき状況にあります。

このため、文部科学省においては、日本学校保健会を通じて、「薬物乱用防止教室マニュアル」について、こうした子供を取り巻く薬物乱用に関わる現状を踏まえた改訂を行ったところです。

本マニュアルを参考に、外部講師と連携して、大麻事犯の増加や市販薬の過量服薬など、地域や学校、児童生徒の実情に応じた課題を取り上げながら、薬物乱用防止教室を開催し、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性を理解し適切に行動できるよう、薬物乱用防止教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（参考）

・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1344688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)

・薬物乱用防止教室マニュアル<令和5年度改訂>

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>

※「薬物乱用防止教室マニュアル<令和5年度改訂>」の冊子については、日本学校保健会から各都道府県・市町村教育委員会及び各小・中・高等学校等に対して、各1冊、参考送付されています。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

なお、附属学校を置く国立大学法人事務局に対しては、別途、同趣旨の通知を发出していることを申し添えます。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課がん教育推進係

TEL：03-5253-4111（内線2931）

5 文科初第 9 4 7 号  
令和 5 年 8 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
矢 野 和 彦

### 薬物乱用防止教育の充実について（通知）

我が国の児童生徒等の薬物乱用防止対策は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成 30 年 8 月 3 日薬物乱用対策推進会議決定）」を踏まえ、薬物乱用防止に資する教育・予防啓発の一層の充実・強化を図るようお願いしているところです。

同戦略に基づき、関係府省庁の緊密な連携のもと、予防啓発活動等による国民の規範意識の醸成や取締り等を含めた総合的な対策の結果、我が国は諸外国と比較して、極めて低い薬物生涯経験率を誇り、薬物政策が功を奏していると言えます。特に第五次戦略中（平成 30 年～令和 4 年）における覚醒剤乱用検挙者数は、減少の一途をたどり、令和 4 年には 6,289 人にまで減少しました。

しかしながら、大麻事犯の急激な増加等により、全薬物事犯の検挙人員を見ると、この 10 年間は 1 万 4 千人前後の横ばい状態であり、引き続き予断を許さない状況と言えます。大麻事犯については、近年増加傾向を示し、令和 3 年には検挙人員が 5,783 人と過去最多を更新、令和 4 年においても 5,546 人と前年に続く高い水準にあります。特に、30 歳未満の検挙人員の割合が、大麻事犯全体の約 69% を占めており、他の規制薬物に比べ若年層の割合が高いことが挙げられます。その背景として、インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布や、諸外国における嗜好用大麻の合法化のような国際的な潮流が影響しており、大麻乱用防止の規範意識を向上させるためには、より一層の啓発活動の強化が求められています。

このような状況を踏まえ、このたび、薬物乱用対策推進会議では、別添のとおり、令和 5 年 8 月 8 日に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を決定しました。

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」においては、第五次戦略に引き続き、児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を目標の一つに掲げ、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実を図るとともに、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るなど、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することを求めています。

ついては、貴職におかれては、このたびの「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、下記事項に留意するとともに、域内の市区町村教育委員会、管下の学校等の関係機関に対して本内容の周知を図り、青少年の薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図られますようお願いいたします。

## 記

1. 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。
2. 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。
3. 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。
4. 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造り深い深い指導的な教員の活用も考えられること。
5. 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。
6. 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。
7. 大学等の学生等に対して、薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ学生等に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。その際、文部科学省が関係省庁と連携し作成・配布している「薬物のない学生生活のために」等の啓発用パンフレットの積極的な活用等により、指導・啓発の充実を図ること。

(本件担当)

初等中等教育局健康教育・食育課がん教育推進係  
TEL : 03-5253-4111 (内線 2931)

## 令和4年度における薬物乱用防止教室開催状況調査

### 1 調査の目的

文部科学省では、学校における薬物乱用防止教育の充実として、第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）において「薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。」としていることから、全国での薬物乱用防止教室の開催状況等を把握し、今後の施策の参考とすることを目的に調査を行った。

### 2 調査対象学校

国公立の小学校18,822校、中学校9,776校、高等学校4,591校、義務教育学校(前期)177校、義務教育学校(後期)180校、中等教育学校(前期)56校、中等教育学校(後期)52校（回答総数33,654校）  
 ※本調査においては、本校と分校は一つの学校として調査するとともに、特別支援学校、定時制及び通信制は除くこととした。  
 ※義務教育学校は、前期課程を小学校段階、後期課程を中学校段階として調査した。  
 ※中等教育学校は、前期課程を中学校段階、後期課程を高等学校段階として調査した。

### 3 実施方法

- (1) 調査依頼先  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各  
国公立大学法人事務局
- (2) 調査内容  
令和4年度における薬物乱用防止教室の開催状況等

### 4 調査結果

質問1 貴校では、今年度に薬物乱用防止教室を開催しましたか。(予定も含む)

※( )内は前回調査(令和3年度)開催率

全区分	調査回答校数	開催校数	開催率
合計	33,654	26,789	79.6% (75.0%)
小学校段階	18,999	14,353	75.5% (70.7%)
小学校	18,822	14,220	75.5% (70.7%)
義務教育学校	177	133	75.1% (69.1%)
中学校段階	10,012	8,607	86.0% (81.9%)
中学校	9,776	8,418	86.1% (82.0%)
義務教育学校	180	157	87.2% (83.9%)
中等教育学校	56	32	57.1% (55.8%)
高等学校段階	4,643	3,829	82.5% (77.9%)
高等学校	4,591	3,793	82.6% (78.0%)
中等教育学校	52	36	69.2% (68.6%)

公立	調査回答校数	開催校数	開催率
合計	31,259	25,615	81.9% (77.4%)
小学校段階	18,701	14,231	76.1% (71.3%)
小学校	18,530	14,099	76.1% (71.3%)
義務教育学校	171	132	77.2% (70.8%)
中学校段階	9,219	8,274	89.7% (85.7%)
中学校	9,011	8,092	89.8% (85.8%)
義務教育学校	173	154	89.0% (84.0%)
中等教育学校	35	28	80.0% (78.8%)
高等学校段階	3,339	3,110	93.1% (89.0%)
高等学校	3,306	3,081	93.2% (88.9%)
中等教育学校	33	29	87.9% (90.6%)

私立	調査回答校数	開催校数	開催率
合計	2,222	1,090	49.1% (42.3%)
小学校段階	226	95	42.0% (33.2%)
小学校	225	95	42.2% (33.2%)
義務教育学校	1	0	0.0% ( — )
中学校段階	715	289	40.4% (34.5%)
中学校	696	285	40.9% (34.9%)
義務教育学校	2	0	0.0% ( — )
中等教育学校	17	4	23.5% (20.0%)
高等学校段階	1,281	706	55.1% (48.1%)
高等学校	1,266	700	55.3% (48.3%)
中等教育学校	15	6	40.0% (33.3%)

国公立大学附属	調査回答校数	開催校数	開催率
総合計	173	84	48.6% (42.8%)
小学校合計	72	27	37.5% (30.6%)
小学校	67	26	38.8% (31.3%)
義務教育学校	5	1	20.0% (20.0%)
中学校合計	78	44	56.4% (48.7%)
中学校	69	41	59.4% (49.3%)
義務教育学校	5	3	60.0% (80.0%)
中等教育学校	4	0	0.0% (0.0%)
高等学校合計	23	13	56.5% (60.9%)
高等学校	19	12	63.2% (68.4%)
中等教育学校	4	1	25.0% (25.0%)

質問2 ①依頼した講師の職種について、次の中から選んでください。(複数回答可)

※( )内は割合

職種	小学校段階	中学校段階	高等学校段階	全体
警察職員	4,407 (28.6%)	3,685 (38.6%)	1,981 (47.7%)	10,073 (34.6%)
麻薬取締官	35 (0.2%)	47 (0.5%)	45 (1.1%)	127 (0.4%)
学校薬剤師等薬剤師	6,203 (40.2%)	2,677 (28.0%)	635 (15.3%)	9,515 (32.7%)
学校医等医師	297 (1.9%)	161 (1.7%)	35 (0.8%)	493 (1.7%)
矯正施設職員	45 (0.3%)	120 (1.3%)	105 (2.5%)	270 (0.9%)
保健所職員	455 (2.9%)	266 (2.8%)	110 (2.6%)	831 (2.9%)
精神保健福祉センター職員	29 (0.2%)	19 (0.2%)	15 (0.4%)	63 (0.2%)
税関職員	51 (0.3%)	128 (1.3%)	83 (2.0%)	262 (0.9%)
大学教員等	155 (1.0%)	119 (1.2%)	160 (3.9%)	434 (1.5%)
薬物乱用防止指導員(※1)	643 (4.2%)	379 (4.0%)	156 (3.8%)	1,178 (4.0%)
民間団体等構成員(※2)	1,391 (9.0%)	649 (6.8%)	176 (4.2%)	2,216 (7.6%)
造けいの深い指導的な教員(※3)	622 (4.0%)	514 (5.4%)	241 (5.8%)	1,377 (4.7%)
その他(※4)	1,092 (7.1%)	795 (8.3%)	413 (9.9%)	2,300 (7.9%)
合計	15,425 (100.0%)	9,559 (100.0%)	4,155 (100.0%)	29,139 (100.0%)

※1 薬物乱用防止指導員・・・各都道府県に設置された薬物乱用防止のための指導員(保護司、教育関係者等)

※2 民間団体等構成員・・・ライオンズクラブ等の社会奉仕団体等構成員

※3 造けいの深い指導的な教員・・・薬物乱用防止教育等に造けいの深い指導的な教員

※4 その他・・・青少年補導員、社会復帰施設職員、家庭裁判所職員等



質問2 ②実施した時間の教育課程上の扱いについて、次の中から選んでください。(複数回答可)

※( )内は割合

教育課程	小学校段階	中学校段階	高等学校段階	全体
体育科・保健体育科	9,698 (65.0%)	2,530 (28.0%)	383 (9.3%)	12,611 (44.9%)
特別活動(学級・ホームルーム活動)	3,668 (24.6%)	2,285 (25.3%)	1,672 (40.6%)	7,625 (27.2%)
特別活動(学校行事)	814 (5.5%)	1,829 (20.2%)	1,684 (40.9%)	4,327 (15.4%)
特別活動(児童・生徒会活動)	32 (0.2%)	53 (0.6%)	17 (0.4%)	102 (0.4%)
総合的な学習の時間	581 (3.9%)	2,064 (22.8%)	257 (6.2%)	2,902 (10.3%)
その他	126 (0.8%)	280 (3.1%)	101 (2.5%)	507 (1.8%)
合計	14,919 (100.0%)	9,041 (100.0%)	4,114 (100.0%)	28,074 (100.0%)

質問2 ③薬物乱用防止教室は学校保健計画に位置付けましたか。

※( )内は割合

位置付け	小学校段階	中学校段階	高等学校段階	全体
位置付けていた	14,060 (98.0%)	8,502 (98.8%)	3,678 (96.1%)	26,240 (97.9%)
位置付けていない	293 (2.0%)	106 (1.2%)	151 (3.9%)	550 (2.1%)
合計	14,353 (100.0%)	8,608 (100.0%)	3,829 (100.0%)	26,790 (100.0%)

質問3 薬物乱用防止教室を開催しなかった理由はなんですか。(複数回答可)

※( )内は割合

理由	小学校段階	中学校段階	高等学校段階	全体
適当な講師がいなかった	398 (7.1%)	65 (3.6%)	34 (3.3%)	497 (5.9%)
講師謝金等の経費が確保できなかった	122 (2.2%)	43 (2.4%)	22 (2.1%)	187 (2.2%)
指導時間が確保できなかった	1,133 (20.1%)	481 (26.5%)	295 (28.5%)	1,909 (22.5%)
体育科・保健体育科で指導しているため、必要ではないと考えた	2,952 (52.5%)	884 (48.7%)	508 (49.1%)	4,344 (51.2%)
その他	1,023 (18.2%)	342 (18.8%)	176 (17.0%)	1,541 (18.2%)
合計	5,628 (100.0%)	1,815 (100.0%)	1,035 (100.0%)	8,478 (100.0%)

【参考】令和4年度「薬物乱用防止教室」都道府県別開催率

	都道府県名	小学校段階	中学校段階	高等学校段階
1	北海道	60.3	93.0	95.2
2	青森県	48.8	85.1	89.2
3	岩手県	91.7	94.7	88.2
4	宮城県	88.4	80.9	87.6
5	秋田県	49.2	88.1	98.0
6	山形県	70.9	83.3	88.1
7	福島県	59.4	90.5	63.3
8	茨城県	90.3	92.5	95.9
9	栃木県	85.6	92.1	82.4
10	群馬県	66.7	84.8	79.7
11	埼玉県	99.6	96.9	92.1
12	千葉県	57.9	67.4	62.8
13	東京都	94.3	81.6	55.3
14	神奈川県	49.0	81.4	73.1
15	新潟県	69.0	86.1	83.7
16	富山県	55.9	71.8	93.2
17	石川県	98.0	96.6	94.0
18	福井県	58.1	86.1	90.0
19	山梨県	30.4	44.8	76.3
20	長野県	66.7	82.8	77.1
21	岐阜県	90.4	97.8	96.2
22	静岡県	99.0	98.6	100.0
23	愛知県	70.9	82.3	82.6
24	三重県	81.4	96.2	92.5
25	滋賀県	62.2	68.9	67.3
26	京都府	99.5	99.5	98.9
27	大阪府	92.1	84.5	91.1
28	兵庫県	47.3	67.6	78.6
29	奈良県	56.3	69.6	83.0
30	和歌山県	63.8	82.4	78.0
31	鳥取県	67.2	76.7	76.7
32	島根県	48.5	81.3	65.2
33	岡山県	64.8	85.5	88.9
34	広島県	83.8	86.7	80.2
35	山口県	99.3	100.0	98.5
36	徳島県	98.8	97.6	93.5
37	香川県	25.0	62.9	95.0
38	愛媛県	69.4	88.8	72.1
39	高知県	51.3	83.8	75.6
40	福岡県	97.0	94.6	87.2
41	佐賀県	98.8	94.8	88.6
42	長崎県	92.7	98.9	94.9
43	熊本県	99.7	96.0	86.3
44	大分県	45.6	76.0	67.3
45	宮崎県	51.1	83.1	73.5
46	鹿児島県	87.3	95.6	78.7
47	沖縄県	78.5	76.0	90.3

※1 所管の学校の数が「0」と報告があったところは「-」としている

※2 都道府県の開催率は、域内の指定都市の開催率を含めて算出した値

【参考】令和4年度「薬物乱用防止教室」都道府県・指定都市別開催率（公立）

	都道府県・指定都市名	小学校段階	中学校段階	高等学校段階
1	北海道	60.6	100.0	100.0
2	青森県	49.0	85.7	100.0
3	岩手県	91.6	95.9	96.8
4	宮城県	88.2	86.2	95.4
5	秋田県	49.4	88.0	97.7
6	山形県	70.7	83.2	100.0
7	福島県	59.7	92.9	74.0
8	茨城県	90.4	95.1	97.9
9	栃木県	86.1	94.8	91.4
10	群馬県	67.0	87.3	84.8
11	埼玉県	100.0	100.0	100.0
12	千葉県	56.9	65.2	76.6
13	東京都	97.1	97.6	89.8
14	神奈川県	53.2	81.1	92.0
15	新潟県	69.3	87.9	91.1
16	富山県	56.5	73.7	97.1
17	石川県	99.0	100.0	100.0
18	福井県	58.7	87.8	91.7
19	山梨県	30.7	46.8	81.5
20	長野県	66.9	84.3	78.2
21	岐阜県	90.6	100.0	100.0
22	静岡県	99.4	98.8	100.0
23	愛知県	66.4	88.1	91.8
24	三重県	81.5	100.0	100.0
25	滋賀県	62.7	71.4	77.3
26	京都府	100.0	100.0	100.0
27	大阪府	93.8	93.8	100.0
28	兵庫県	51.8	77.0	99.3
29	奈良県	57.1	71.6	90.9
30	和歌山県	64.2	82.9	83.9
31	鳥取県	66.9	80.4	90.9
32	島根県	48.2	82.6	75.0
33	岡山県	66.3	89.6	91.1
34	広島県	88.4	90.1	87.8
35	山口県	99.3	100.0	100.0
36	徳島県	100.0	100.0	96.4
37	香川県	24.7	64.1	96.7
38	愛媛県	69.6	91.4	87.2
39	高知県	51.1	88.7	84.8
40	福岡県	99.8	100.0	100.0
41	佐賀県	99.4	100.0	100.0
42	長崎県	94.1	100.0	100.0
43	熊本県	100.0	99.2	100.0
44	大分県	45.6	78.3	81.6
45	宮崎県	51.1	87.3	88.6
46	鹿児島県	88.0	97.7	91.2
47	沖縄県	79.7	78.4	94.8

	都道府県・指定都市名	小学校段階	中学校段階	高等学校段階
A	札幌市	60.9	70.4	100.0
B	仙台市	92.4	70.8	75.0
C	さいたま市	100.0	100.0	100.0
D	千葉市	66.7	100.0	100.0
E	横浜市	51.2	100.0	100.0
F	川崎市	50.9	100.0	100.0
G	相模原市	21.1	75.0	—
H	新潟市	68.2	82.8	100.0
I	静岡市	97.6	100.0	100.0
J	浜松市	99.0	98.0	100.0
K	名古屋市	84.0	80.9	92.3
L	京都市	100.0	100.0	100.0
M	大阪市	88.3	68.2	—
N	堺市	98.9	97.7	100.0
O	神戸市	33.5	66.3	62.5
P	岡山市	60.2	84.2	0.0
Q	広島市	76.6	100.0	100.0
R	北九州市	100.0	100.0	100.0
S	福岡市	88.9	91.4	100.0
T	熊本市	100.0	100.0	66.7

※1 所管の学校の数が「0」と報告があったところは「—」としている

※2 都道府県の開催率は、域内の指定都市の開催率を除いて算出した値

【参考】令和4年度「薬物乱用防止教室」都道府県別開催率（私立）

	都道府県名	小学校段階	中学校段階	高等学校段階
1	北海道	0.0	28.6	74.0
2	青森県	—	66.7	58.8
3	岩手県	100.0	33.3	46.2
4	宮城県	0.0	75.0	65.0
5	秋田県	—	—	100.0
6	山形県	—	—	50.0
7	福島県	50.0	37.5	17.6
8	茨城県	100.0	57.1	88.5
9	栃木県	0.0	37.5	50.0
10	群馬県	50.0	16.7	53.8
11	埼玉県	40.0	54.8	68.8
12	千葉県	30.0	25.0	29.6
13	東京都	25.0	14.5	22.8
14	神奈川県	36.7	24.6	35.7
15	新潟県	—	33.3	43.8
16	富山県	0.0	0.0	80.0
17	石川県	0.0	0.0	66.7
18	福井県	0.0	50.0	83.3
19	山梨県	25.0	14.3	63.6
20	長野県	57.1	63.6	72.2
21	岐阜県	100.0	66.7	81.3
22	静岡県	100.0	96.3	100.0
23	愛知県	33.3	15.0	57.9
24	三重県	50.0	40.0	64.3
25	滋賀県	0.0	42.9	27.3
26	京都府	100.0	100.0	97.4
27	大阪府	70.6	65.6	75.3
28	兵庫県	9.1	13.2	27.5
29	奈良県	50.0	54.5	72.2
30	和歌山県	50.0	71.4	60.0
31	鳥取県	—	0.0	37.5
32	島根県	—	33.3	30.0
33	岡山県	75.0	54.5	87.5
34	広島県	62.5	40.0	57.1
35	山口県	—	100.0	95.0
36	徳島県	50.0	50.0	66.7
37	香川県	—	75.0	90.0
38	愛媛県	—	20.0	23.1
39	高知県	50.0	28.6	37.5
40	福岡県	44.4	50.0	65.6
41	佐賀県	—	16.7	44.4
42	長崎県	16.7	83.3	82.6
43	熊本県	—	37.5	57.1
44	大分県	0.0	0.0	28.6
45	宮崎県	0.0	22.2	35.7
46	鹿児島県	0.0	50.0	38.1
47	沖縄県	25.0	16.7	25.0

※1 所管の学校の数が「0」と報告があったところは「—」としている

【参考】令和4年度「薬物乱用防止教室」都道府県別開催率（国公立大学附属）

	都道府県名	小学校段階	中学校段階	高等学校段階
1	北海道	25.0	50.0	—
2	青森県	0.0	100.0	—
3	岩手県	100.0	100.0	—
4	宮城県	100.0	100.0	—
5	秋田県	0.0	100.0	—
6	山形県	100.0	100.0	—
7	福島県	0.0	0.0	—
8	茨城県	0.0	0.0	—
9	栃木県	0.0	100.0	—
10	群馬県	0.0	100.0	—
11	埼玉県	100.0	100.0	100.0
12	千葉県	0.0	0.0	—
13	東京都	16.7	0.0	25.0
14	神奈川県	50.0	100.0	—
15	新潟県	66.7	100.0	—
16	富山県	0.0	0.0	—
17	石川県	0.0	100.0	100.0
18	福井県	0.0	100.0	—
19	山梨県	0.0	100.0	—
20	長野県	50.0	50.0	—
21	岐阜県	0.0	0.0	—
22	静岡県	100.0	100.0	—
23	愛知県	0.0	0.0	50.0
24	三重県	100.0	100.0	—
25	滋賀県	0.0	0.0	—
26	京都府	0.0	50.0	100.0
27	大阪府	33.3	100.0	100.0
28	兵庫県	50.0	0.0	50.0
29	奈良県	0.0	50.0	50.0
30	和歌山県	0.0	100.0	—
31	鳥取県	100.0	100.0	—
32	島根県	100.0	100.0	—
33	岡山県	0.0	0.0	—
34	広島県	0.0	25.0	100.0
35	山口県	100.0	100.0	—
36	徳島県	0.0	0.0	—
37	香川県	50.0	0.0	—
38	愛媛県	0.0	100.0	0.0
39	高知県	100.0	0.0	—
40	福岡県	100.0	100.0	—
41	佐賀県	0.0	100.0	—
42	長崎県	100.0	100.0	—
43	熊本県	0.0	0.0	—
44	大分県	100.0	100.0	—
45	宮崎県	100.0	100.0	—
46	鹿児島県	0.0	100.0	—
47	沖縄県	0.0	100.0	—

※1 所管の学校の数が「0」と報告があったところは「—」としている